

### 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C5954-6	光伝送用能動部品－試験及び測定方法－第6部：複心並列伝送リンク用光送・受信モジュール	Fiber optic active components and devices - Test and measurement procedures - Part 6: Optical transmitting and/or receiving modules for multi fiber parallel transmission link	光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールにはJIS C 5954-3で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つとして、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な複心並列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)があり、現在、その生産拡大とともに急速に普及が進んでいる。この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した、試験・測定方法の標準化の要望が強まってきている。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の層の普及を図るため、複心並列伝送リンクに関する試験及び測定方法のJISを制定する必要がある。	この規格の制定によって、急速に普及が進んでいる製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 複心並列伝送リンク用光送・受信モジュールの試験および測定方法 5 複心レーンでの試験に関する注意事項	—	なし	—	第2条の該当号： 第4号(鉱工業品に関する試験方法) 鉱工業品に関する測定方法)  対象事項： 複数並列伝送リンク用光送・受信モジュール	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点： いずれも該当しない。	—	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月
JSA	06 電子	制定	C5955-2	光伝送用能動部品－性能標準テンプレート－第2部：複心並列伝送リンク用光送・受信モジュール	Fiber optic active components and devices - Performance standard template - Part 2: Optical transmitting and/or receiving modules for multi fiber parallel transmission link	光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールにはJIS C 5955-1で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つとして、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な複心並列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)があり、現在、その生産拡大とともに急速に普及が進んでいる。しかしながら、既存のJIS C 5955-1は、この複心並列伝送リンクで新たに規定された性能項目を網羅していない。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の層の普及を図るため、複心並列伝送リンクの性能標準に対応した性能標準テンプレートのJISを制定する必要がある。	この規格の制定によって、急速に普及が進んでいる製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 複心並列伝送リンク用光送・受信モジュールの性能標準テンプレート	—	なし	—	第2条の該当号： 第1号、第4号(鉱工業品の性能) 鉱工業品に関する試験方法、測定方法)  対象事項： 複数並列伝送リンク用光送・受信モジュール	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点： いずれも該当しない。	—	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C61300-3-53	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第3-53部:検査及び測定—マルチモード導波路(光ファイバを含む)からの二次元ファールフィールドデータに基づくエンサークルドアンギュラークラックス(EAF)測定方法	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-53: Examinations and measurements – Encircled angular flux (EAF) measurement method based on two-dimensional far field data from multimode waveguide (including fiber)	近年、マルチモードの光ファイバ及び光導波路は、日本国内も含めて、データセンターや車載用途といった、比較的短距離の高速通信用光ファイバ及び光通信デバイスでの利用が拡大している。これらの特性を正確に評価することは、相互接続性を担保する上で重要であり、国際的には、IEC 61300-3-53が2015年に制定され、光導波路を伝搬する励振モード特性の一つであるエンサークルドアンギュラークラックス(EAF)の測定方法のうち、二次元のファールフィールド測定を基に算出する具体的な方法を定めている。2020年には、グレーデッドインデックス型のマルチモード光ファイバ、光導波路などを適用範囲に含めるなどの改訂も行われている。一方、我が国においては、エンサークルドクラックス(EF)測定の元になるトランスファファンクション測定方法については、JIS C 61300-3-43:2012で規定しているものの、EAFの測定方法については標準化されておらず、近年の高速通信用光ファイバ及び光通信デバイスでの利用拡大等に対応し、国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、国際規格との整合が図られた測定方法が確立され、国内での測定結果が国際取引でも使用できるようになり、市場の混乱回避と取引の円滑化が見込まれ、しいては市場の拡大に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.測定条件 5.装置 6.サンプリングと試料 7.幾何校正 8.測定手順 9.結果 10.個別規格に規定する事項 附属書D(規定) EAFテンプレートでの光学系	—	IEC 61300-3-53: 2020, Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-53: Examinations and measurements – Encircled angular flux (EAF) measurement method based on two-dimensional far field data from multimode waveguide (including fibre)	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法)  対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月
JSA	06 電子	制定	C61760-3	表面実装技術—第3部:スルーホールリフロー(THR)はんだ付け用部品の標準的な方法(要求事項)	Surface mounting technology – Part 3: Standard method for the specification of components for through hole reflow (THR) soldering	この規格の対応国際規格IEC 61760-3は、従来の挿入部品のフローはんだ接続方法(プリント基板下から溶融はんだを吹き付けスルーホールに充填させ電極を接続する方法)に対して、挿入部品を表面実装プロセスであるリフローはんだ接続方法(スルーホールに充填するはんだペースト及び基板表面に印刷するはんだペーストを用いて、リフロー加熱により溶融させたはんだをスルーホールに充填させ電極を接続する方法)の、部品及びプロセスの詳細を規定するもので、2021年に発行された。これによって、部品業者及び実装業者間の品質トラブルなどの防止のみならず、実装業者のフローはんだプロセス削減によるエネルギー削減、すなわち、環境への負荷低減の面からも必要な規格であることから、対応国際規格と整合したJISを制定する。	この規格に基づくはんだ技術を採用することによって、部品業者と実装業者との受け渡し当事者間の品質トラブルなどがなくなる。また、実装業者の表面実装プロセスはんだ付けでの実装不良の低減などを図ることが出来る。また、結果として、それらの基板を装着した電気・電子機器でのトラブルの防止につながる。また、エネルギー削減による環境問題(CO2削減)への寄与に期待ができる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.部品設計及び部品規格への要求事項 5.スルーホールリフローはんだ付け工程の一般的な工程条件 6.スルーホールリフローはんだ付け工程における部品及び部品仕様への要求事項及び関連試験 7.スルーホールリフロー実装品質判定基準	—	IEC 61760-3:2021, Surface mounting technology – Part 3: Standard method for the specification of components for through hole reflow (THR) soldering	IDT	第2条の該当号: 第2号、第4号(鉱工業品の設計方法 鉱工業品に関する試験方法)  対象事項: 電子機器用部品(スルーホールリフロー実装用部品)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C0806-1	自動実装部品の包装—第1部: アキシャルリード線端子部品の連続テープによる包装	Packaging of components for automatic handling—Part 1: Tape packaging of components with axial leads on continuous tapes	この規格は、コンデンサ及び抵抗器の電子部品を始め、トランジスタ、ダイオードなどを含めた全てのアキシャルリード線端子付き部品・デバイスの連続テープによる包装方法について規定した規格である。また、この規格は、我が国が得意とする自動実装機での製造とも密接に関係しており、これらの部品の輸送・保管・自動実装などへの影響度の大きい規格である。 この規格の対応国際規格IEC 60286-1において、連続テープの前後に設ける、部品をテーピングしていないリーダテープへの要求事項と市場のリーダテープの運用実態とが異なっていたため、リーダテープの要求事項を市場の実態に合わせる修正などを行う追補1 (Amendment 1) が発行される予定 (2021年5月頃) のため、JISにおいても対応国際規格に連動した追補1を発効する必要がある。	対応国際規格に沿った、追補1によって、市場の実態に沿った規定内容の普及を図ることができ、受渡当事者間の意思統一が図られて、取引の内滑りが期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“寸法”での“アキシャルリード線端子部品のテーピング包装の形状および寸法”を示した図において、リード線の突き出しを禁止したことをわかりやすく説明する為に、テープからリード線端子が外に突き出した部分を削除する。 ・“テーピング”の“リーダテープ”において、リーダテープに関する要求仕様を市場の実態に応じた修正を行なう。	—	IEC 60286-1:2017/AMD1:2021, Amendment 1 - Packaging of components for automatic handling - Part 1: Tape packaging of components with axial leads on continuous tapes	IDT	第2条の該当号: 第3号(鉱工業品の包装の寸法、包装方法)  対象事項: 自動実装部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月
JSA	06 電子	改正	C5101-17	電子機器用固定コンデンサー—第17部: 品目別通則: 固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment—Part 17: Sectional specification: Fixed metallized polypropylene film dielectric a.c. and pulse capacitors	この規格は、品目別通則規格であるJIS C 5101-1を親規格とする固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサについての品目別通則の規格である。このコンデンサは、様々な分野での電源、制御回路の用途に採用されているが、コンデンサに用いる誘電体フィルムのポリプロピレンフィルムの薄膜化開発、進歩が目覚ましいため、これらの用途に応じた品質の確保が求められており、その一環としてこの規格の対応国際規格IEC 60384-17が2019年に改訂された。JISにおいても、国際規格と整合させて、最新の技術水準かつ市場の実態に即した規定とするために改正を行う必要がある。	この改正によって、我が国のコンデンサの製造業者及びコンデンサを用いた機器製造業者に最新の技術水準に沿った品質レベル、評価方法などを提供することで、製品の品質向上及び競争力の強化が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 a) “高湿度動作条件下での高い安定性が必要な用途向けの湿度グレード”を規定の付属書として追加する。 b) 引用規格を最新版に置き換える。	—	IEC 60384-17:2019, Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 17: Sectional specification - Fixed metallized polypropylene film dielectric AC and pulse capacitors	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の寸法、鉱工業品の品質、鉱工業品に関する試験方法、測定方法)  対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5381-341	低圧サージ防護用部品—第341部:サージ防護サイリスタ(TSS)の要求性能及び試験方法	Components for low-voltage surge protection - Part 341: Performance requirements and test circuits for thyristor surge suppressors (TSS) [現行名称: Components for low-voltage surge protective devices - Part 341: Specification for thyristor surge suppressors (TSS)]	この規格は、クリッピング及びクローバ動作によって過電圧を抑制し、サージ電流を分流するように設計した低圧サージ防護デバイス用サージ防護サイリスタ(TSS)の試験方法について規定しておりIEC 61643-341を基としている。サージ防護サイリスタ(TSS)は、情報通信装置等の通信ポート部に、雷サージ防護用として多く用いている。また、情報通信装置の通信ポートの雷サージ防護のために用いる通信・信号用SPD (Surge Protective Device)にも用いている。特に今後さらに重要となる情報通信システムには、高速動作と及び高サージ耐量を両立した本部品は重要な位置付けの部品となる。 サージ防護サイリスタは、海外製を使用している国内の利用者も多く存在しているため、対応国際規格との整合は必須であるが、今回、適用条件の追加、使用条件の変更などを目的として2020年に対応国際規格が改訂されたことから、国際標準に整合した最新の技術レベルの規定とすべくこの規格も改正する必要がある。	対応国際規格との整合した規格とすることによって、製品の使用者にとって海外製を含めた部品の選定及び調達が可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、この規格を適用できる条件(ゲート端子の有無及び第3象限の動作)を追加する。 ・“用語、定義、文字記号及び図記号”において、対応するサージ防護サイリスタの図記号を規定する。 ・“標準試験方法”の“使用条件”において、対応国際規格の改訂に伴い、最低気圧条件を86 kPaから80 kPaに、最低相対湿度条件を20 %から25 %へ変更する。 ・“機械的要求性能と識別”に関する規定簡条を、製品使用に際してのトラブルを回避するため新たに追加する。 ・“標準試験方法”において、次の変更を行う。 － “標準大気状態”において、測定時の最低気圧条件を86 kPaから80 kPaに、最低相対湿度条件を45 %から25 %へ変更する。 また、判定試験時には、最低気圧条件は測定時と同じ変更だが、相対湿度範囲を48 %～52 %から25 %～75 %に変更する。 － 規定項目の見直しを行い、直接的な性能への影響が無いパラメーター試験を附属書C(参考)へ移動する。 ・現行の規格で規定しているブレークオーバー電圧、繰返しピークオフ電圧などの優先値を、規定の附属書として記載する。	—	IEC 61643-341:2020, Components for low-voltage surge protection - Part 341: Performance requirements and test circuits for thyristor surge suppressors (TSS)	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の品質 鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: サージ防護サイリスタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月
JSA	06 電子	改正	C5402-1	電子機器用コネクタ—試験及び測定—第1部:品目別通則	Connectors for electrical and electronic equipment—Tests and measurements—Part 1: Generic specification	この規格は、電子機器用コネクタの試験及び測定のための基本規格で、JIS C 5402規格群の個別規格に規定される試験方法及び手順を規定している。この規格の対応国際規格であるIEC 60512-1が2018年に改訂された。この改訂によって対応国際規格の構成全体が見直され簡条構成及び規定内容が変わっており、現行のJISと大きな違いが生じている。JIS改正することによって、対応国際規格との整合をとり、試験方法及び手順の違いによる試験結果の信頼性の低下などの、この規格の利用者の不利益を防ぐことが必要である。	対応国際規格の改訂に対応したJISとすることによって、個別製品の試験方法の違いによる技術的な貿易障壁を防止することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格と整合をとった簡条構成とし、かつ、規定内容を一致させる。 ・“用語の定義”において、試験に関連する用語だけを定義し、コネクタ用語については、JIS C 5401-1を引用する規定とする。 ・“試験の準備”において、測定機器の校正に関する規定を追加する。	—	IEC 60512-1:2018, Connectors for electrical and electronic equipment—Tests and measurements—Part 1: Generic specification	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5402-11-1	電子機器用コネクタ試験及び測定—第11-1部:耐候性試験—試験11a:一連耐候性	Connectors for electrical and electronic equipment - Tests and measurements - Part 11-1: Climatic tests - Test 11a - Climatic sequence	この規格は、電子機器用コネクタの機能の、保管を含め規定の環境及び方法での能力を評価するための試験方法規格である。この規格の対応国際規格であるIEC 60512-11-1が2019年に改訂された。この改訂によって対応国際規格の構成全体が見直しされて箇条構成及び規定内容が変わっており、現行のJISと大きな違いが生じている。JIS改正することによって、対応国際規格との整合をとり、試験方法及び手順の違いによる試験結果の信頼性の低下などの、この規格の使用者の不利益を防ぐことが必要である。	この規格は、電気・電子機器の基礎的な部品の一連耐候性規格である。対応国際規格の改正に整合することによって、貿易障壁を防止することが期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・対応国際規格と整合をとった箇条構成とし、かつ、規定内容を一致させる。 ・引用規格を最新版に置き換える。 ・“試験方法”に、現行規格では規定がない試験前処理、リカバリーなどの規定及び各試験の詳細を追加する。	—	IEC 60512-11-1:2019, Connectors for electrical and electronic equipment - Tests and measurements - Part 11-1: Climatic tests - Test 11a - Climatic sequence	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月
JSA	06 電子	改正	C60068-2-20	環境試験方法—電気・電子—第2-20部:試験—試験1a及び1b—端子付部品のはんだ付け性及びはんだ耐熱性試験方法	Environmental testing - Part 2-20: Tests - Test 1a and 1b: Test methods for solderability and resistance to soldering heat of devices with leads	この規格は、はんだ付けする端子をもつ部品のはんだ付け性を、はんだ槽法及びはんだこて法を用いて評価する試験方法を規定する基本的な規格で、IEC 60068-2-20を基としている。 この規格では、保管時の劣化を確認するために幾つかの前処理の方法を規定しており、その一つに水蒸気エージングがあるが、この方法は、前処理時に供試品に水滴が落下をすることがあること、さらに、この蒸気時の条件は保管環境での劣化に対応出来ていないといった問題点があることから、これらへの対応として対応国際規格IEC 60068-2-20の規定見直しが行われており、2021年4月に発行の予定となっている。JISにおいても対応国際規格と整合させることで、より信頼のおける試験方法とするためにこの規格の改正を行う必要がある。	基板実装での接合部の品質保持の面で効果がある。この規格を改正することで、技術要求基準が対応国際規格と整合化されることになり、受渡当事者間での品質トラブルなどが防止でき、また、技術的な調整が容易へと繋がることを期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語の定義”において、“はんだ付け性”及び“はんだ耐熱性”の用語定義を、JIS C 60068-3-13と合わせる。 ・加速エージング(細分箇条4.1.4)から前処理に変更する。	—	IEC 60068-2-20:2021, Environmental testing - Part 2-20: Tests - Test 1a and 1b: Test methods for solderability and resistance to soldering heat of devices with leads	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C61300-3-30	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-30部:検査及び測定－角形フェルールの端面形状 (現行名称 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-30部:多心光ファイバコネクタ用フェルールの研磨角度及び光ファイバ位置測定)	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-30: Examinations and measurements – Endface geometry of rectangular ferrule (現行規格 Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-30: Examinations and measurements – Polish angle and fiber position on single ferrule multifiber connectors)	この規格は、ガイドピンで位置決めする多心光ファイバコネクタ用フェルール及び光コネクタの表面幾何形状の測定手順について規定したものであり、2003年に第1版として発行されたIEC 61300-3-30を対応国際規格として、2010年に制定された。 その後、IEC 61300-3-30は、端面形状指数、マイナスコプラナリティ、コアディップなどの新しいパラメータを追加するなど、2020年に第2版が発行された。これらの新しいパラメータについては、光ファイバコネクタ光学互換に関して規定するJIS C 5965-3-31などの規格において、その要求値が規定されており、多心角形フェルール光コネクタの性能を満足するために必要不可欠なものとなっている。 こうしたことから、対応国際規格をはじめ、関連JISとの整合を図るとともに、我が国の技術の実態に即し、新たなパラメータの測定方法を追加するなど、JISを改正する必要がある。	この規格の改正によって、対応国際規格をはじめ、関連するJISと整合が図られることから、業界の混乱回避に寄与することが期待できる。また、光学互換に規定する各種パラメータの測定方法が規定されることによって、光コネクタの性能の維持向上が図られることから、円滑な商取引を促し、市場の活性化に寄与することも期待できる。	主な改正点は次のとおり。 国際規格等との整合を図るとともに、我が国の技術の実態に即し、 1. 測定領域において、各領域の定義を明確にする。 2. 装置において、三次元干渉計表面解析装置を構成する干渉顕微鏡の校正するパラメータを追加する。 3. 手順において、マイナスコプラナリティの決定などの手順を追加する。 4. 個別に報告する事項において、測定不確かさを追加する。 5. 附属書において、マイナスコプラナリティ、コアディップ及び端面形状指数の計算方法を追加する。	—	IEC 61300-3-30:2020, Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-30: Examinations and measurements – Endface geometry of rectangular ferrule	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法)  対象事項: 光ファイバコネクタ類	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月
JSA	06 電子	改正	C62024-1	高周波誘導部品－電気的特性及び測定方法－第1部:ナノヘンリー範囲の表面実装インダクタ	High frequency inductive components – Electrical characteristics and measuring methods – Part 1: Nanohenry range chip inductor	この規格は、ナノヘンリー範囲の表面実装インダクタの電気的特性及びその測定方法について、規定したものである。その中の直流抵抗値の測定方法が、インダクタ製造業者での測定の実態と乖離してきたことから、この規格の対応国際規格であるIEC 62024-1では、2017年にインダクタメーカーで一般的に使用されている測定方法を追加する改訂を行った。JISにおいても、対応国際規格と整合させるとともに市場の実態に即した規定内容とするために、改正を行う必要がある。	改正によって対応国際規格に沿った規定に整合化することで、国内における受渡当事者間での取決めの簡素化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の簡条構成に沿って、“用語及び定義”の簡条を追加する。 ・“直流抵抗”において、測定方法として現行規格に規定している“ブリッジ法”に加えて、一般的に用いられている“電圧降下法”を追加する。	—	IEC 62024-1:2017, High frequency inductive components – Electrical characteristics and measuring methods – Part 1: Nanohenry range chip inductor	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法)  対象事項: 表面実装インダクタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C62024-2	高周波誘導部品—電気的特性及び測定方法—第2部:DC/DCコンバータ用インダクタの定格電流の決め方	High frequency inductive components - Electrical characteristics and measuring methods - Part 2: Rated current of inductors for DC to DC converters	この規格は、DC/DCコンバータにおいて、平滑回路として用いられる重要な電子部品であるインダクタの定格電流を決め方を規定した規格である。この規格の対応国際規格IEC 62024-2では、我が国からのインダクタの生産、販売、測定技術などの市場実態に沿ったインダクタの定格電流の測定方法を追加する提案が承認され、2020年3月に改訂された。このため、JISにおいても、対応国際規格と整合させるとともに、市場の実態に即した規定内容に改正を行う必要がある。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内における受渡当事者間での取決めが簡素化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“温度上昇許容電流の測定方法”の“プリント配線基板を用いる方法”において、次の変更を行う。 －“回路のパターン幅”の表に、定格電流クラスの欄を設ける。 －定格電流クラスごとの“回路パターンの幅と厚さ”を規定する一覧表を追加する。 －“プリント配線板”において、“SMDタイプ用プリント配線板”の図を、定格電流クラスで分けた図とする。現行規格に記載の図は定格電流クラスAに適用し、定格電流クラスB～Dに適用する図を追加する。 －この細分箇条で規定している図及び表の寸法の適用を、現行規格での“推奨事項”から“要求事項”に変更する。	—	IEC 62024-2:2020, High frequency inductive components - Electrical characteristics and measuring methods - Part 2: Rated current of inductors for DC-to-DC converters	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法)  対象事項: DC/DCコンバータ用インダクタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月